



広報

2025 February No.384

みはら



ゆずぴーる

仇 はたちの集い



三原村はたちの集い

村税納付

○国保税 第8期
○固定資産税 第4期

期限のおしらせ

令和7年2月28日
令和7年3月31日

よろしくお願いします。

2

人口と世帯数 | 総人口：1,354人 | 男：665人 | 女：689人 | 世帯数：719世帯

(令和6年12月31日現在)

議会だより

令和7年2月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

12月定例会

- 村長行政報告 ②ページ
- 一般質問 ②ページ
- 議案審議 ④ページ
- 議案の賛否一覧 ⑤ページ
- 議会の動き ⑥ページ
- 委員会の動き ⑥ページ

村長行政報告

特定検診及び基本健診の受診について、三原診療所を含めた指定医療機関において3月31日まで受診可能となっている。

どぶろく農林文化祭が去る11月3日に開催され、2千5百人程の来客数があった。

四万十ヒノキモデル林整備を進めており、村有林葛谷山において、11月28日に三原小学校5年生児童、植樹体験を希望する村民と関係機関31名の参加者により、四万十ヒノキの植樹を行った。

令和3年5月に判明しました農業公社使途不明金については、本年10月末をもって和解に至った。

短縮していた夏休み期間を学校、保護者の意見を伺い、令和7年度から通常の期間に戻す事にした。

一般質問



質問 山岡美佐代
更なる住民サービスの充実が必要なのは？

子育て支援センターが廃止され、小さな子どもがいる子育て世代の方が相談や交流がなかなか出来ない状態にあるが、子育て支援センターを再開するべきではないか。また、幡多広域で開設されている子育て支援センターへの利用ができるようになるか。

答弁 田野村長

本村の子育て支援センターは令和3年3月で休止している。月1回程度保健センターでなかよし広場を開催し対応しているところだが、子育て支援センターの再開や子育てに関するニーズ調査を実施し、必要

に応じて出来る限りの支援策を実施していきたいと考えている。幡多広域での利用についても、近隣の子育て支援センターの利用が出来るよう、県や近隣市町村に提案して検討していきたい。

質問

村内の公共施設に授乳室やおむつ交換台を設置されているところはないが、設置すべきではないか？

答弁

全ての公共施設への設置は、スペースの問題など現実的に厳しいが、三原村にとって必要だと思っているので、最優先的に検討していきたい。

質問

選挙の際、三原村では投票所入場券を配布していないが、転入して来られた方にきちんと周知出来ているのか？

答弁

選挙管理委員会では、転入後選挙権が発生した際に

は、個人に対して文書により通知を行っている。その中で入場券の配布は行っていない事をお知らせしており、広報の中でも周知を行っている。

質問

役場から住民に個別に支払いがある場合、振込日や金額など事前に個別に周知しているのか。

答弁

担当者により通知書及び口頭でアナウンスを行っているが、いつ振込まれるのか、振込まれた金額は何か、お金なのか分からない場合があるのも事実。住民の方への周知については、改めて全職員に周知し対応していきたい。



質問 中平 直明 農業公社使途不明金の 和解後の処理は適正か

農業公社使途不明金4百8万円の4分の1にあたる1百万円で和解が成立したと報告があった。

和解には問題はないが、これまで10億円近い助成がされている中、3百8万円不能欠損処理すると報告があったが適正なのか。また、農業公社理事及び評議員は、公益財団法人として県または住民に説明が出来るのか何う。

答弁 矢野副村長

先日は村の会計処理を参考として、不能欠損処理と説明をしたが、公益法人会計として税理士と協議の上での処理となるので、訂正とご理解をお願いしたい。

関係法令に基づいた処理が行われることとなり、そ

して確定は決算時となる。責任の取り方は役員においても責任は十分痛感しており、正式な手続きを行ってきた結果の判断となるので、それ以上はないものと考えている。

質問

今後、農業公社の追加支援金が出た場合には、この様な状態で住民の理解、説明をどの様にしていくのか何う。

答弁

事件発覚後においては県の所管課及び公益認定等審議会への経理業務、事務体制等の見直し計画を提出し、毎年随時において執行状況などの報告を行い、業務の改善は行っている。ご指摘の通り、農業公社は村の農業振興を担って各事業を行っている。経営の安定など農業振興、農家支援は必要と考え、理解頂けるよう説明と業務に取り組んでいく。



質問 杉本 龍司 農泊交流施設裁判を 起こした責任を問う

先日、農泊交流施設裁判、調停の経過説明があり、公衆用道路、赤線の公図の根拠がないと村側の説明だったが、その土地に道路を建設した村に過失があり、何を根拠に工事に着手したか。

答弁 田野村長

高知地方事務局四万十支局に所蔵されている第14条地図の赤線部分になる。この土地は他の公式登記によると昭和17年に当時の所有者から内務省に寄付された公衆用道路であり、その後平成16年に国有財産法特別措置法により村へ譲渡されたものなので、ご理解をいただきたい。

質問

村長は設計当初、当該地進入路付近が民地である事を確認した上で、当該山林の買取り予算を付け交渉していたが、その交渉の決裂により当初進入路計画を断念し、現存進入路南側の石積み境界付近を回避し、道路南側に設計変更していた。

その事は、現存進入路が民有地、私道である事の確認をもって路線計画を作成していたのではないのか。

その後、私道であろう現地進入道路拡幅計画に変更して工事をなぜ行なったのか。

当時の議会で、このままだと裁判になるので工事を続けてはならないという意見もあり中止を提言されていたはずだ。

答弁

現道拡幅計画による道路は私道でなく、村所有の赤線と村所有の山林で敷地を構成しており、進入路の工事を行っているところは第14条地図の赤線部分であ

り、村有地である。

質問

工事を一時は中断していたが、なぜ隣地の境界確認、事業説明を怠ったか。

行政の公共工事発注計画にしては非常に初歩的なミス、過失があり、意図的な強硬策ではないのか。

執行権者は法律、条例、規則に基づいて、公共工事を住民のために施工しなくてはならなく、その責任は非常に重い。住民のためにもなぜ責任を取らないのか。

答弁

工事の一時中断については仮処分の決定が示しているように、土地所有者の妨害行為によるもので、事業説明不足によるものではないと思っている。

質問

国有財産譲渡契約により国と三原村が平成16年に契約を交わしたとの事だが、果たして当時地権者、隣地の同意をいただいていたのか。後々問題が起きれば高知財務管理局は責任は負い

かねると書いている。

工事を行った時点で図面があったと今裁判で主張するならば、公共工事を行う前に、なぜ調べた上で工事発注をしてないのか。

この様な状況では仮に和解案が出ても私は同意出来ない。

村長は土地問題は発生しないという事で工事に入ったが、その結果、裁判となった、その責任を私は追及したい。私だけの意見では無い村民の意思だ。

村長の執行者としての責任を伺う。

答弁

これまでの経過があり、色々執行部提案させていただき議決をいただきながらきた訳で、強行してきたのではない。

質問

なぜ地元地権者より異議申し立てがありながらも事業を継続したのか。
強行的に事業を行い裁判を起こした事の村民の損失を問う。

答弁

全会一致でなくても可決は可決で、事業進行していかねければならない。

ここまでくるまでには、経過があつてきている。

今ここのまでの経過で裁判上の責任を取れという事だが、係争中であり、また今和解交渉のため、責任を取る事についてはここで申し上げられない。

議案審議

令和6年度

三原村一般会計

歳入歳出補正予算

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5百46万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4千5百72万円とする。

補足説明

新谷農林業建設課長

負担金補助及び交付金2百88万円は、三原村農業公社ユズ買取価格補助金。

質疑 沖 憲二

この事業は競合他社からすれば不公平が出る可能性がある。法的に問題あるかどうか調査結果はどうだったか。

答弁 新谷農林業建設課長

独占禁止法には該当しないと判断している。

質疑 杉本 龍司

ある企業が今年度からユズの買取をしている。その企業に対して、競争力を阻害する観点から、どのように考えるか。

また、この支援のお金を、公平性の観点からどう考えるか。

答弁 新谷農林業建設課長

ユズ農家の強い要望により出来た選果場は、村の公有財産である。

その施設を有効活用していただくという考えと、公社が買取を行っているユズ加工玉の単価を上げる事でユズ農家の所得向上に繋がると考えて、今回の補助事業を提案している。

ユズ農家は公社以外にも出す事は自由であり、どこに出すかは独占禁止法の観点から

点からも縛られるものではない。

補助金の支給要件や適用範囲は要綱等で定められます。農業公社の基本的な考えとしては、公益の利益を行う事を目的とした団体であり、地方自治体からの補助金を受ける事は認められている。

質疑 中平 直明

一企業体への補助金としか取れないが、公共予算として出すのであれば、各農家、生産者に直接配分するべきではないか。

答弁 新谷農林業建設課長

今回の補助の目的は2点。農家の買取単価を上げる事と、村の施設を有効活用するのが目的で、ユズ農家はどこに出すかは、農家の判断になる。

質疑 新谷 和幸

この農業公社に出荷分のユズ玉の加工玉にのみ1キログラム48円の補助金を出すという事は、ここに出荷してない他の農家との平等性に欠けている。執行部としては村民に対してこれは

十分な補助金の出し方だという考えか。

答弁 新谷農林業建設課長
先ほど言いました2つの目的の下に計画された補助なので、今回のこの目的に対する補助事業は正当なものと考えている。

修正動議 杉本 龍司
三原村農業公社ユズ買取価格補助金2百88万円を減額する。

趣旨説明
本年度よりユズ買取業者が三原村で起業し、地域住民雇用及び村の財政運営上非常に有意になって来ていると思う。三原村農業公社に対して特化したこのような間接的な補助金、農家のためではあると言いながら、買取価格の競争力に阻害するものと考え、修正をしたいと思う。

修正案に対する質疑

質疑 山岡 美佐代
この事業は農業公社へという事ではなくユズ農家へという内容であるというふ

うに認識をしている。搾汁施設そのものが村の施設であり、それを農業公社へ指定管理として出している。そこへ村の施設の搾汁施設にユズ農家が少しでも多く持って来ていただけるとための補助金というふうに私は受け取っているが、杉本議員はどのようにとらえているのか。

答弁 杉本 龍司
農業公社へは5ヶ年計画で1億3千万円の予算化をして、これ以上は追加支援出来ない、委員会です送りしている。それに対してこのような補助金を追加する事は不可能である。

修正案に対する討論

反対討論 浅井 大徳
農業公社の健全化も加味しながら、今まで低かった買取価格を上げるという事でユズ農家のためにもなる。私は修正案に反対。

賛成討論 新谷 和幸

この事業費の補助金は、農家救済のためという名目で出しているようだが、補助金の出し方はまずいと思

う。農家に酢玉で出荷した量について出すのが正しいと思うので、修正案に賛成。

反対討論 沖 憲二

今回この提案、この事業に対しては2つの目的がある。1つはユズ農家への援助、それから公社の健全化を狙った事業である。

ユズ農家の公平性に欠けるといえるが、これはユズ農家が公社に持つていくのか、それとも他に持つていくのか選択できるわけで、公正に欠ける事はない。

競合企業が不公平感があるという事に関しては、法律的に問題ないという事で、この事業は農業公社のため、ユズ農家のため、両方にメリットがある。私は反対。

賛成討論 中平 直明
公平性に関係あると思うので、私は修正案に賛成。

採決

賛成3名、反対4名で修正案は否決された。

人権擁護委員の候補者の推薦

住所
氏名 阿部 あけみ

令和6年 第7回定例会(12月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案番号	議案名	氏名	山岡	中平	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	可否
第53号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を制定することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第54号	令和6年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて(5,460千円増額)		○	×	×	○	×	○	○	—	可
第55号	令和6年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて(254千円増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第56号	令和6年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて(208千円増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第57号	令和6年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて(5,800千円増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
第58号	令和6年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて(566千円増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可

議案 番号	議 案 名	氏 名	山 岡	中 平	杉 本	沖	新 谷	嶋 田	浅 井	大 倉	可 否
第59号	令和6年度三原村簡易水道事業会計歳入歳出補正予算を定めることについて(564千円増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について		○	○	○	○	○	○	○	—	可
委員会 提出 第3号	三原村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可

議会の動き(9月~12月)

月/日	用 務	場 所	参 加 者
9/16	宿毛青年会議所創立60周年記念式典	宿毛市	議 長
9/24~9/25	令和6年度四国四県町村長・議長大会	愛媛県	議 長
10/ 9	令和6年第6回三原村議会臨時会	三原村	全議員
10/16	四国西南地域道路整備促進協議会 四国地方整備局要望活動	香川県	議 長
10/18	高幡町村議会議長会親睦体育大会	黒潮町	全議員
10/22	幡多広域市町村圏事務組協議会定例会	四万十市	議 長
10/24	全員協議会	三原村	全議員
10/25	令和6年度トップセミナー	高知市	議長・副議長・議運委員長
10/25	中筋川流域市村総合整備推進協議会 高知県要望	高知市	議 長
10/26	土佐清水市制施行70周年記念式典	土佐清水市	議 長
10/31	第62回四国地区町村議会議長会研修会	香川県	議 長
11/ 1	高知県戦没者追悼式	高知市	議 長
11/ 5	宿毛市・大月町・三原村議会交流会	宿毛市	全議員
11/12	県選出国會議員と町村議会議長との意見交換会	東京都	議 長
11/13	第68回町村議会議長全国大会	東京都	議 長
11/14	第18回高幡町村議会議長会県外研修	東京都	議 長
11/16	高知県立宿毛高等学校創立80周年記念式典	宿毛市	議 長
11/27	行政視察研修	土佐清水市	全議員
12/ 5	令和6年第7回三原村議会定例会	三原村	議員7名
12/10	令和6年第7回三原村議会定例会	三原村	全議員

委員会の動き(12月~1月)

月/日	用 務	場 所	参 加 者
12/2	総務常任委員会 ○12月議会対応について ○意見書の取り扱いについて	三原村	全 委 員
"	議会運営委員会 ○12月議会対応について ○三原村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて	"	議長・全委員
12/5	風力発電事業に関する調査特別委員会 ○今ノ山風力発電事業に関する現状報告	"	議長・委員6名
1/7	広報委員会 ○12月定例会等の広報編集会議	"	議長・委員6名

巳

新年のごあいさつ



三原村長

田野 正利

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましても、輝かしい新年をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。また、平素は村政に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本年の幕開けにあたり、私たちを取り巻く環境は依然として変化の真只中にあります。世界での紛争も収まることなく、また、地球規模の気候変動による甚大な自然災害も各地で起こっております。そして、当村をはじめ中山間地域にとりまして大きな課題となっております人口減少も急激に進んでおります。

このような社会の変化に対応していくことは決して容易ではありませんが、同時に新たな可能性を切り拓くチャンスとして村の未来を考えることも重要だと感じております。

一例で申し上げますと、今後三十年以内に起こると予測されている南海トラフ地震の確率は八十%と引き上げられました。しかしながら、当村は幡多の中心の高台に位置しているため、津波等の有事に対して比較的安全な場所でもあり、その地の利を活かし、幡多の防災拠点として様々な社会基盤整備等を推し進めるよう取り組んで参ります。

その他、国が掲げている持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」の事業に則り、皆様のご要望を真摯に受け止め、村政発展のため全力で頑張る覚悟でございます。限られた財源を効果的かつ最大限に活用し、村政発展の実現に向け、この一年も村民の皆様のご理解とご協力を賜りながら前に進めてまいります。

輝かしいこの一年が皆様にとりまして、幸多き素晴らしい年となりますよう心から祈念申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます。

あけましておめでとうございます



三原村議会議長

大倉 民雄

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかな新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。日ごろから村議会に対するご理解とご協力を賜わり厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年は1月1日に石川県能登半島を震源とする地震が発生するなど、石川県内を中心に大きな被害が発生しました。また8月8日に起きた日向灘を震源とする地震を受け、高知県内にも次の巨大地震に注意を呼びかける「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、大きな災害が「いつ起きてもおかしくない」ことを思い知らされた1年でした。

南海トラフ地震など大規模災害に対応するため、村議会にも災害対策本部を設置するなど、村民の生命、財産の保全のための取り組みを進めております。

また、世界情勢の混乱により資材価格の高騰など不測の事態が次々と起き、村民皆さんの生活や地域経済に大きな影響を与えています。村議会も村民皆さんの事を第一に考え、村の具体的な政策に取り組んでまいりたいと考えています。村民の皆様には引き続きご支援、ご指導をよろしく願います。

結びにあたり、今年が皆様にとって明るく希望の持てる年となりますと共に、健康で幸多からんことを祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



火災 救急は119



～守りたい 未来があるから 火の用心～

住宅用火災警報器アンケート調査への御礼

日頃より幡多西部消防組合三原分署の消防行政にご理解とご協力を頂き感謝申し上げます。年末の慌ただしい中、区長様方のご協力を賜り三原村内の住宅用火災警報器設置状況の詳細を把握すべく全数アンケート調査を行わせて頂きました。アンケートの結果については、集計した後、改めてご報告させていただきます。ご協力くださり誠にありがとうございました。

火の取扱いに注意しましょう！

2月～3月は降水量も少なく、空気が乾燥し強い風が吹きやすいことから、全国的に火災が多くなり、また火災による被害も大きくなる傾向があります。

寒さの残る2月は暖房器具を使用している人が多く、器具の誤った取扱いにより建物火災が発生し、3月になり気温が温かくなってくると、春の行楽シーズンを迎え山に入る人が増加し、タバコのポイ捨て等が原因と考えられる山火事が発生します。またこの時期、草が乾燥し良く燃えるからと野焼きや畔焼きが増え、それに伴う火災も多くなりますので、強風時及び乾燥時には野焼き等しないようお願いいたします。

火災の多くは人の不注意によって起きています。このくらいなら大丈夫とは思わず、出火の原因を作らないよう火の取り扱いには十分にご注意ください。

※野焼きや畔焼きを行う際は、事前に農林業建設課及び三原分署へ届出をお願いします。



春の火災予防運動

火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を予防し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年3月1日～3月7日まで「春の火災予防運動」が実施されています。運動期間中には三原村消防団による村内防火パレードが予定されています。ご理解の上、ご協力をお願いします。

住宅用火災警報器を付けましょう！

現在、すべての住宅に住宅用火災警報器設置義務があります！

設置義務

- 寝室
必ず寝室に使う部屋すべてに設置してください！
- 階段
2階以上に寝室があれば階段にも設置が必要です！

任意設置

- 台所
設置義務はありませんが、あると安心です。設置する場合は「熱式」の設置をおすすめします。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは・・・
幡多西部消防組合 三原分署 予防係 TEL 0880-46-2629



災害用毛布を寄贈して いただきました

11月26日、四国電力(株)さまから、社会貢献活動の一環として災害用毛布を寄贈いただきました。

いただきました災害用毛布については村内の避難所などで有効に活用させていただきます。



自衛隊募集相談員委嘱式



令和6年11月29日、自衛隊高知地方協力本部が来村され、自衛隊募集相談員の委嘱式が行われました。前回に引き続き本村の相談員は市原幸偉さん(上長谷)です。

募集をするための環境作り・募集情報の提供などをボランティアで行っています。お気軽にご相談ください。

★ 宿毛警察署からのお知らせ ★

宿毛警察署は、
令和7年2月2日(日)から、
新庁舎(希望ヶ丘)に移転します。

新庁舎の住所・連絡先

☎788-0016 宿毛市希望ヶ丘5番地1
☎(0880)65-0110

※ 新庁舎での業務開始は、
『午後3時ころ』の予定です。



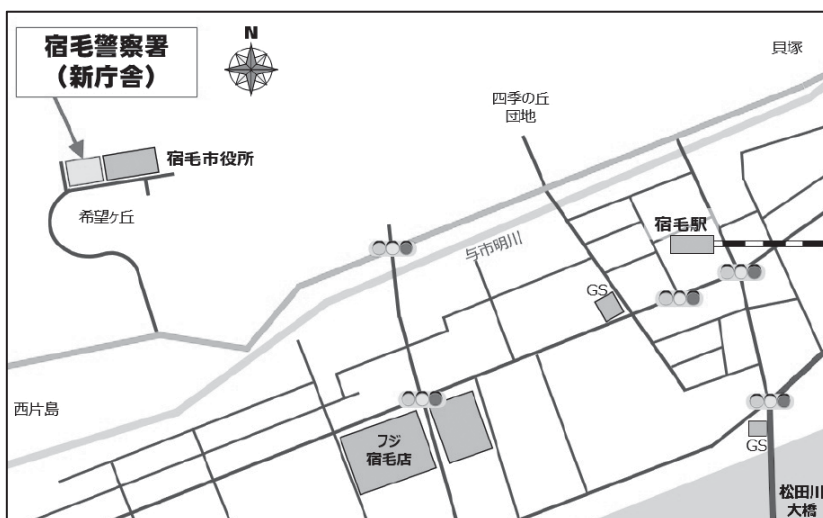
宿毛市役所の
すぐ隣です。



駐車場について…

来庁者用駐車場は、運転免許の更新時講習などがあるときには、『満車』となるかもしれません。

その際は、宿毛市役所の来庁者用駐車場をご利用ください。



中村税務署からのお知らせ お問い合わせ

確定申告電話相談センター (0570-00-5901)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (0570-01-5901)



中村税務署では、**令和7年2月17日(月)から3月17日(月)まで**、税務署内に所得税・消費税・贈与税の申告会場を設置しています。(土・日曜日及び祝日は除く。)

【来場される際のご注意】

- ・入場には入場整理券(当日配付又はLINEによる事前発行)が必ず必要です。
- ・会場では、ご自身のスマートフォンを使用した申告を推奨しており、翌年以降、ご自宅等で申告を行っていただけるよう、会場内でのスマートフォンの操作はご自身で行っていただけます。

◆受付時間(当日整理券配布時間)

午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時から)

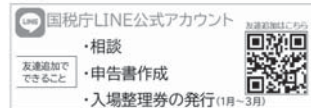
当日の入場整理券の配付状況に応じて、後日の案内となる場合があります

* 贈与税や譲渡所得について申告相談を希望される方は、担当職員が従事している、**3月3日(月)以降**にお越しください。

◆来場の際の必要書類

- ① 確定申告のお知らせはがき
- ② 源泉徴収票等の申告書作成に必要な書類
- ③ マイナンバーカード

(利用者証明用電子証明書(数字4桁)及び署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)のパスワードが必要)



確定申告は便利なe-Taxで！

e-Taxを
利用すると…

すでに
約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!



- ① 自宅等からネット(スマートフォン・パソコン)で申告
税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅等からネットで提出(送信)できます。
令和7年1月から、所得税申告作成のすべての画面がスマホ向け画面になりますます便利に!

- ② 24時間いつでも利用可能

- ③ 還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています。

※自宅等からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています。

- ④ 添付書類を提出省略

生命保険料控除の証明書等の添付書類は提出不要です(自宅で保管)。

e-Taxのご利用に当たっては事前に準備が必要です

- 1 マイナンバーカード(電子証明書)の取得

住民票のある市町村に交付申請し、マイナンバーカードを取得してください。

マイナンバーカードの交付に関するご質問については、住民票のある市町村窓口へお問合せください。

- 2 ICカードリーダー又はスマートフォンの用意

マイナンバーカードに対応したICカードリーダー又は、地方公共団体情報システム機構が運営する「公共認証サービスポータルサイト」でご確認の上、用意してください。

なお、マイナンバーカードを利用して申告される方は、利用者証明用電子証明書(数字4桁)及び署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)のパスワードが必要です。

確定申告書等作成コーナーはこちらから



国税庁では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、紙提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。

申告書等を紙提出される方は、提出用のみを提出し、提出年月日は、ご自身で記録・管理をお願いします。

申告と納税は期限内に！

令和6年分の確定申告・納期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 **3月17日(水)**

消費税及び地方消費税(個人事業者) **3月31日(月)**

納税は便利な振替納税をご利用ください【振替日】

所得税及び復興特別所得税 **4月23日(水)**

消費税及び地方消費税(個人事業者) **4月30日(水)**

振替納税を
ご利用
ください！

※口座振替日が約1ヶ月後となります。

※金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付ができます。

※振替依頼書がスマホ及びパソコンから(ゆうちょ銀行など一部金融機関を除く。)でも提出できます。



詳しくはこちら↑

令和7年度(令和6年分)村県民税・国保税申告のお知らせ

令和6年所得分の村県民税・国保税の申告受付を例年どおり地区別で行います。

下記の日程で都合が悪い方は、3月17日までに役場(税務係)で申告をお願いします。

また、確定申告は、2月17日から3月17日まで中村税務署と役場(原則、水曜日)で受け付けています。

日程表 受付場所:各集会所(宮ノ川は新集会所で行いますのでご注意ください。)

地区	令和7年	午前	午後
下切	2月13日(木)	9:00~11:30	
広野	2月13日(木)		1:30~4:00
亀ノ川	2月14日(金)	9:00~11:30	
芳井	2月14日(金)		1:30~4:00
柚ノ木	2月17日(月)	9:00~3:00	
宮ノ川	2月18日(火)	9:00~3:00	
来栖野	2月20日(木)	9:00~11:30	
狼内	2月20日(木)		1:30~4:00
皆尾	2月21日(金)	9:00~3:00	
上下長谷	2月25日(火)	9:00~11:30	
成山	2月25日(火)		1:30~4:00
上長谷	2月27日(木)	9:00~11:30	
下長谷	2月27日(木)		1:30~4:00
役場 (税務係)	上記日程以外の日 ＜土・日・祝日を除く＞	8:30~12:00	1:00~5:15
	灰色塗りの日時は、役場での 申告の受付はできません。		

●申告の対象者

令和7年1月1日現在三原村に居住する方。

ただし、税務署へ確定申告をされる方を除きます。

●申告の対象となる期間

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間。

●申告に持参していただくもの

1. 印鑑(認印)

2. 所得を計算できる資料

(1) 勤務先、事業所の発行した賃金、給料支払額報告書。

(2) 農業・営業・その他の事業は、売上、支払、必要経費を計算できる資料・領収書・関係帳簿等。

(3) 農機具等を購入した場合は、機種・年式等が確認できるもの。

3. 所得控除の明細

(1) 生命保険料(領収、証明書が必要)

(2) 旧長期・地震保険料(領収、証明書が必要)

(3) 医療費控除(本人及び扶養者の領収書)

①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者

④療養を受けた医療機関の名称 ⑤支払った医療費の額 ⑥保険者の名称

●国民健康保険税について

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して税額の負担を軽くする軽減制度がありますが、

所得の申告のない方は軽減を受けられませんので、所得がなくても必ず申告してください。

お問合わせは、役場税務係まで(☎46-2111)

出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

- ・開設日：令和7年3月21日(金曜日)
- ・開設時間：午前10:00～午後12:00まで
- ・開設場所：三原村役場・第三会議室

出張相談は完全予約制となりますので、必ず事前の予約をお願いいたします。予約のない方はお断りをさせていただきますのでご了承ください。

ご予約は日本年金機構 電話（0880-34-1616）までご連絡ください。

相談時に必要なもの

- ・年金手帳 ・写真付きの身分証明書等(運転免許証推奨)
- ・年金証書 ・その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて委任状と写真付きの身分証明書等(代理で来られる方のもの)が必要です。委任状が必要な方は三原村住民課までご連絡ください。

幡多広域消費生活センター便り

「フリマサービス」のトラブルに注意！～トラブル解決は当事者同士で～

インターネット上で個人同士が商品を取引できるフリマアプリやフリマサイト等、フリーマーケットサービスに関する相談が増加しています。購入者からは、「商品が届かない」「壊れた商品・偽物等が届いた」等の相談が、出品者からは「商品を送ったのに、商品代金が支払われない」「偽物だと言われ返品を求められた」等の相談がみられます。

【購入者からの相談事例】

- ①フリマアプリで購入した商品が偽物だったのに出品者に返品に応じてもらえず、アプリ運営事業者に相談したら「当事者間で話し合うように」と言われた。
- ②フリマアプリでカメラを購入する際、条件として商品受取前の出品者評価を求められ応じたところ、商品が届かず、連絡がとれなくなった。

【出品者からの相談事例】

- ①フリマアプリでブランドバッグを出品・発送したところ、購入者から「査定に出したが値が付かず返品したい」と言われた。返品を断ると「偽造品だ」と代金が支払われない。
- ②フリマアプリで洋服を出品し発送したが、「商品が届かない」と苦情を受け、配送事業者を確認したところ、「購入者宅のポストに投函した」と言われた。アプリ運営事業者に苦情を伝え、回答を求めているが、回答が遅い。

【アドバイス】

- ・フリマサービスは個人間の取引です。トラブルが起きた際は、原則として当事者間で解決するよう求められることを理解しましょう。
- ・フリマサービスを利用する際は、規約や初心者ガイドで、取引ルールやトラブル時の対応などについて確認しましょう。
- ・フリマサービスの多くは、商品到着後、購入者が受け取り評価をすると出品者に代金が支払われる仕組みとなっています。取引完了となった後に問題に気付いても、相手と連絡が取れないことやサポートが受けられないことがあります。必ず商品をよく確認してから受取評価をしてください。
- ・出品する場合は、汚れや傷などを含め商品の特徴をきちんと説明し、商品の状態がはっきり分かる写真を載せるなど誤解を招かないように注意しましょう。

(高知県立消費生活センター 地域見守り情報 第232号より)

幡多広域消費生活センター

〒787-0012 四万十市右山五月町8番13号(アピアさつき2階駐車場西側)

TEL: 0880-34-8805 FAX: 0880-34-8809 消費者ホットライン: 188

(相談受付) 月～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 9:00～12:00 / 13:00～17:00

オンラインでの**確定申告**に使える 公的年金等の源泉徴収票を マイナポータルで受け取れます！

簡単！

便利！

書面でお届けしている源泉徴収票は、マイナポータルにおいて電子データで受け取ることが可能です。受け取った電子データは、e-Tax※¹を利用した確定申告に利用できます。

※1 国税に関する各種手続きを、インターネットを利用して電子的に行えるシステム。

STEP 1

マイナポータルとねんきんネットの連携

- ・マイナポータルとねんきんネットの連携手続きを行う必要があります。連携手続きがお済みでない方は裏面をご確認ください。

STEP 2

ねんきんネットで電子送付希望の登録

- ・マイナポータルのトップ画面の「年金」を選択し、「通知書のペーパーレス化（ねんきんネット）」からねんきんネットにログインし、確定申告をする年の前年12月下旬までに電子送付希望の登録をしてください。※2

※2 「電子送付する」と登録した場合、書面の源泉徴収票は郵送されなくなります。12月中旬以降に登録を行った場合、書面の源泉徴収票が届くことがあります。お早めにご登録ください。

STEP 3

マイナポータルで電子データの受け取り

- ・12月下旬から1月上旬にかけて当年分の源泉徴収票の電子データがマイナポータルの「お知らせ」に届きます。※3
- ・一度登録することで、毎年電子データで受け取れます。※4

※3 上記の期間に電子データを受け取れなかった方も、ねんきんネットからの再交付申請を行うことで、電子データを受け取れます。

※4 電子データはデータ取込を目的としているため、源泉徴収票の内容を確認したい場合は、ねんきんネットの「通知書を確認する」からご確認ください。

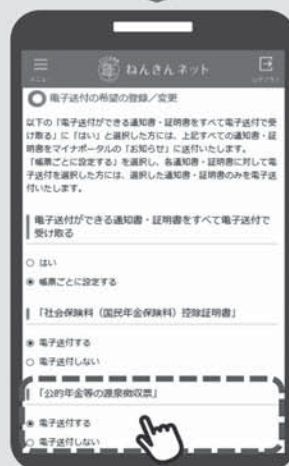
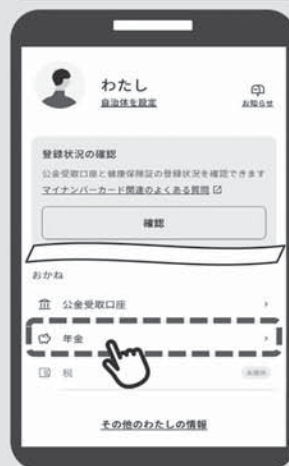
STEP 4

e-Taxでの確定申告に利用



- ・国税庁のホームページから「確定申告書等作成コーナー」を開き、e-Taxでの確定申告を行ってください。
- ・マイナポータル連携を利用して、源泉徴収票の内容を簡単に取り込み、確定申告書に自動入力されます。

【STEP 2 のイメージ】



利用方法等の詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html



令和6年度高知県いい歯の表彰受賞者

◆熟年者の部

県では、高知県歯科医師会の協力のもと、「8020運動」(80歳で20本の歯を保つ)事業の一環として、80歳以上で噛むことのできる自分の歯が多く残っている方を表彰しています。今年度は、村から1名の方が表彰されました。おめでとうございます。

【優良賞】

熊谷熊王さん「これとって何かをしている意識はありませんでしたが、歯垢を取りに定期的に受診しています。元気の秘訣は、ごはんをしっかり食べ、体をよく動かすことです。」



◆親と子の部

3歳児健康診査で、虫歯が0本だったお子さんを対象に選考審査され、親子で「いい歯」をお持ちの方が表彰されました。県内応募者4,242名から、親子15組が最終選出され、優秀賞である高知県歯科医師会長表彰を、村内在住の岡崎枝美さんと岡崎仁杜さん親子が授賞しました。これからもすてきな「いい歯」でお過ごしください。

岡崎枝美さん

「今回、たくさんの親子の中で素敵な賞に選ばれ嬉しいです。息子は最近ようやく家や保育所で自分で歯ブラシを持って磨けるようになりました。」

家では子どもが磨いてから、親が歯ブラシに何もつけず磨き、歯間ブラシをしてから歯ブラシに歯磨き粉をつけて仕上げをしています。

時間はかかりますが私も子供の頃に両親に歯磨きの仕上げをしっかりとってもらっていた事で今も虫歯がない歯で過ごせていると思います。

子供達だけでの歯磨き生活になる前に歯磨きがしっかり出来るよう一生続く歯磨きの大切さを伝えていければと思っています。」



< 歯磨きの主なポイント >

- ①歯ブラシは鉛筆と同じように持つ
- ②優しい力で小刻みに動かす
- ③歯と歯の間はデンタルフロスや歯間ブラシも活用する



成人歯科健康診査のお知らせ

令和7年3月31日までに、20、30、40、50、60、70歳の年齢に達する方が対象者となり、県内の契約している医療機関で歯科健康診査が受診できます。健診費用は無料ですので、この機会にぜひご受診ください。

○実施期間 令和7年3月31日まで

○受診にあたっての注意事項

- ・受診を希望される場合は、役場に「受診票」を受け取りに来てください。
- ・歯科医院への予約は各自で行ってください。
- ・受診当日は、受診票と保険証を持参してください。
- ・転出した場合は、受診できません。
- ・受診票は、対象者本人のみ使用できます。

後期高齢者の歯科健診のお知らせ

○対象者：後期高齢者医療に加入されている方

※ただし、6カ月以上継続して入院されている方、介護施設等に入所中の方は対象外になります

○受診方法

- 1) お手元に受診券が「ある」場合、申し込みは不要です。お手元に受診券が「ない」場合、住民課に申し込みをして下さい。

※以下の方には、受診券が送付されます

- ・昭和23年4月1日～昭和24年3月31日生まれ方
- ・令和5年度に後期高齢者歯科健康診査を受診した方

- 2) 郵送で、受診券、問診票、実施機関一覧表がセットで届きます。
- 3) 実施機関一覧表に記載されている、歯科医療機関に連絡し、健診の予約をして下さい。
- 4) 健診当日は、被保険者証、受診券、問診票、入れ歯、お薬手帳を持って行って下さい。

○受診期間

令和6年10月1日～令和7年2月28日

○自己負担

無料（年1回）

※治療が必要な場合の治療費は、自己負担になります。



お口の健康は全身の健康に繋がります！
歯医者さんには年2回以上の定期的な受診が理想的です。
まずは歯科健診に行き、お口の状態をチェック
してもらいましょう！

令和7年4月1日時点で工事中の盛土等は 盛土規制法に基づく届出が必要となります



- 高知県では、県内全域※を規制区域に指定し、令和7年4月1日から規制を開始する予定です。
※中核市である高知市においては、高知市が区域指定し、令和7年4月1日から規制開始予定。
- 規制開始時点で工事中の盛土等については令和7年4月1日～令和7年4月22日の期間に、盛土等に関する届出の提出が必要となります。なお、届出された内容は公表します。
- 他法令等の許可を受けて規制区域指定日前に工事に着手した場合でも、下記の規模以上の盛土等を行う場合は届出が必要ですので、事前にご相談ください。
- 提出先：高知県土木部都市計画課盛土対策室

届出対象となる盛土等の工事

- 〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉 例えば・・・ ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 等
 〈一時的な土石の堆積〉 例えば・・・ ●ストックヤードにおける土石の仮置き 等

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉

①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)
④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く) 	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く) 	

〈一時的な土石の堆積〉

⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの 	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
---	---

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

届出に必要な書類

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉

- **赤文字** の規模の場合は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(規則様式第15)
- **青文字** の規模の場合は、上記届出書(規則様式第15)と以下の図面等

名称	明示すべき事項
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線 (等高線は2メートルの標高差を示すもの)
平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設 ・排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー、その他の土留の位置 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載
写真	届出地及びその付近の状況

〈一時的な土石の堆積〉

- **赤文字** の規模の場合は、土石の堆積に関する工事の届出書(規則様式第16)
- **青文字** の規模の場合は、上記届出書(規則様式第16)と以下の図面等

名称	明示すべき事項
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線 (等高線は2メートルの標高差を示すもの)
平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵、その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容
写真	届出地及びその付近の状況

お問い合わせ



窓口担当 高知県 都市計画課 TEL 088-823-9776 FAX 088-823-9036
高知県HP <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>

※高知市域については、高知市のホームページをご確認下さい。
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/moridokiseihou.html>



農地の貸借の制度が変わります！

法律（農業経営基盤強化促進法）の改正に伴い、地域計画が策定された地域又は令和7年4月以降は、農地の出し手と受け手の相対契約（直接の貸し借り）はできなくなります。

- ・令和7年3月までに設定された相対契約については、契約期間満了まで有効です。
- ・農地法第3条に基づく貸借の制度は、令和7年4月以降も継続されます。

地域計画の目標地図（※1）の実現に向け、 農地中間管理機構（※2）を通して農地を貸借します

※1 地域計画とは、地域のみなさんの話し合いにより将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計

図です。目標地図は、10年後のそれぞれの農地の耕作者や、耕作されない農地を地図にしたものです。

※2 農地中間管理機構は、信頼できる農地の中間的受け皿として、知事の指定を受けて農用地の貸借等を行っています。高知県では公益財団法人高知県農業公社が知事の指定を受けています。



◇農地中間管理機構による貸借では、相対による貸借に比べ利用権設定に時間がかかります。また、相対による貸借と同じ条件で契約ができない場合がありますので、お早めに下記お問い合わせ先までご相談ください。

◇市町村で相対契約の最終受付日が異なりますので、詳しくは三原村農業委員会までお問い合わせください。

お問い合わせ先

三原村農業委員会 又は 高知県農地中間管理機構（公益財団法人 高知県農業公社）

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 高知県庁西庁舎3階
823-8618（代表）

TEL:088-

国際交流員の
★★★★★★★★★★

ダーレン・リンです!

vol.3

三原村に来てからあっという間に半年が経ちましたね。前の広報投稿以降、様々な初めての経験を積み重ねました。例えば、中学校一年生と一緒に硯を作る体験をしたり、大月町の国際交流員の行ったアメリカのサンクスギビングに参加したり、色々な忘年会に出席したりしました。更に、同国から2009年の三原村の初代の国際交流員、チェイスさんが家族と共に来て、同じ住宅で楽しいひと時を過ごしました。本当に素晴らしい二ヶ月でした。



チェイスさんと

さて、この時期は日本では大切なイベント、クリスマスとお正月がありましたね！皆さん、クリスマスの時にショートケーキとチキンを召し上がりましたか？また、お正月で、紅白歌合戦を見ながら、お節料理を楽しみましたか？

一方、地元のオーストラリアのクリスマスではかなり異なります。まずは、気候は反対で、日本は真冬ですが、オーストラリアは真夏です。暑い日に人々はビーチや公園で遊んだり、バーベキューをしたり、お祝いします。「オーストラリアではクリスマスの時にサンタさんは本当にサーフィンをやっていますか？」とよく聞かれますが、実際に見たことがあって本当ですよ！

オーストラリアではバーベキューは文化的に重要な習慣です。友達や家族と一緒にビールを飲みながらステーキ、ラム、ソーセージの肉類、エビなどの海鮮と多種の野菜を焼いて食べます。デザートには乾燥させた果物の入ったケーキ「クリスマスプディング」や、メレンゲの上にフルーツとクリームを乗せた「パボロバ」というオーストラリアのデザートをよく食べています。お正月でも、集いがあって、パーティを楽しみながら、新年のテレビの放送や外でやっている花火大会を見ます。

ところで、日本とオーストラリアとは異なり、旧暦のお正月は「春節」と呼ばれていますね。中国や台湾、ベトナム、シンガポール、韓国などの旧暦を採用している国々に対して、年間の最も重要な行事とされています。今月末、台湾に行く予定があるので、次回の広報では、春節の習慣や風景を写真と共にご紹介したいと思います。

そろそろ春が近づいてきますが、日本で春を経験したことがないので、美しく咲き誇っている桜の季節ならではの風景を心待ちにしております。

保育所・小学校・中学校 行事紹介

〔小学校〕10/18(金) 四万十市・三原陸上記録会



三原小学校がリレーで優勝しました！

【リレーメンバー】

〈5年〉金城 真仁 くん
 〈6年〉田野 真輝 くん
 津野 龍祐 くん
 藤本 天翔 くん

〔小・中学校〕11/19(火) 幡多地区道徳教育研究大会



〔中学校〕12/15(日) マラソン大会



前日よりぐっと気温が落ち冷え込んだ15日の朝。厚い雲に覆われて薄暗い時雨の散る中を、中学生がんばって走り切りました！

〔保育所〕12/25(水) クリスマス会



子どもたちの元気な歌声は、サンタさんに届くかな？



鈴の音とともに、お待ちかねのサンタさん登場！



日本語が解からないサンタさんに、「Thank you」と英語でお礼を言う子どもたち。
 ダーレン先生(国際交流員)の英会話レッスンの成果が早くも発揮されてます！

